

古事類苑

姓名部十

名下

女子名

〔名字辨〕婦人の名、ふるくは某刀自、某女、某子、某虫などいふぞおほかる。庶人には、某女といふ名多く見ゆ、されども名によりて、尊卑のけぢめありしにはあらず。續紀に、夫人正三位縣犬養宿禰廣刀自、從四位上和氣朝臣廣虫、從四位下久米連若女などいとおほかり、又無位の人にも、藤原朝臣數子、紀朝臣若子などあり、さはいへど皇女たちは、皆某子といへば自尊、某女といふは自卑さがごとし、さて字音によむ名も、一字名も、又三字四字のも、又男の名とひとしきも、又今世とをささかはらぬもあるなり。續紀に、河上忌寸妙觀、藤原朝臣延福、藤原朝臣慈雲、岡上連綱、藤原朝臣影忍、海連致安、倍小殿朝臣堺、武生連朔、藤原朝臣長蛾子、縣犬養橋宿禰三千代、橋朝臣古那可智、曾禰連伊賀牟志、石上朝臣國守、刑部勝麻呂、熊野直廣濱、水海毗登清成、高市花、縣犬養宿禰八重、忌部宿禰止美吉備朝臣由利など見ゆ、又呼名と名のりとは別なり、思ひまがふべからず、名のりの事、末にいふべし。台記別記に、久安六年の臺盤所日給簡の圖あり、それに蔭子正六位上源朝臣行子、少將、次々に皆蔭子正六位上とありて、藤原朝臣信子、大夫、藤原朝臣忠子、少納言、藤原朝臣顯子、近江、藤原朝臣憲子、越後など、十三人の名上、に一例にありて、又下に是も蔭子正六位上とありて、藤原朝臣遠子、乎度女乃、藤原朝臣兼子、佐々禮石、藤原朝臣知子、松加波と一例にあり、古の婦人に、紫式部、清少納言、或は紀伊丹後などいふは、皆呼名なり、かくて後にいたりては、ひたすらに某子との